

制 度 名	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設								
税 目	法人税								
要 望 の 内 容	<p>予備自衛官又は即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）である従業員が招集される際の費用・損失（※）に関し、防衛省・自衛隊から通知される人数により見積もった金額について、租税特別措置法上の準備金として積み立てることを可能とし、その積立額を損金算入できる準備金制度を創設。</p> <p>（※） 「臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失」 「訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用」 「予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用」</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1484 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲ 1, 3 0 8 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ - 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲ 1, 3 0 8 百万円	（制度自体の減収額）	（ - 百万円）	（改正増減収額）	（ - 百万円）
平年度の減収見込額	▲ 1, 3 0 8 百万円								
（制度自体の減収額）	（ - 百万円）								
（改正増減収額）	（ - 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>（1）政策目的</p> <p>① 予備自衛官等（＝非常勤の自衛隊員）の主たる身分は、通常、民間企業等の従業員であることに着目し、雇用主（＝法人）が、経済的合理性に基づきつつ、従業員が招集される場合のコストとリスクに的確に対応することを可能とする。</p> <p>② 雇用主（＝法人）と従業員（＝予備自衛官等）の双方が、国からの招集に係る予見可能性を高めることにより、民間（＝法人）と国（＝防衛省・自衛隊）の双方の人材確保を円滑化し、民間による予備自衛官等制度を通じた国への協力を持続的に確保する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>○ 予備自衛官等制度の趨勢</p> <p>平成 28 年 4 月の熊本地震に対する史上 2 度目の即応予備自衛官招集は、人員数を補うという量的な面だけでなく、資格・技能や土地勘といった質的な面も含め、迅速かつ柔軟な運用を実現した先駆的事例となったところ。</p> <p>これを受け、今後、予備自衛官等の招集については、コンパクトながら頻度を上げた運用となる可能性が極めて高いと言える。</p> <p>○ 予備自衛官等を雇用する内国法人への協力・支援</p> <p>予備自衛官等である従業員を雇用する内国法人にとっては、予備自衛官等制度を通じた協力の相手方は国である。一方、上記趨勢の下、中長期的な見通しを立てながら、従業員が招集されるコストとリスクに的確に対応することが、それらの法人にとって今後一層重要になる。</p> <p>これを受け、それら法人による国（防衛省・自衛隊）への協力を持続的に確保するため、国からも適切な協力・支援を行う必要がある。</p>								

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>(1) 法律、閣議決定</p> <p>① 自衛隊法（昭和29年法律第165号）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第六節 予備自衛官等</p> <p>第一款 予備自衛官（第六十六条—第七十五条）</p> <p>第二款 即応予備自衛官（第七十五条の二—第七十五条の八）</p> <p>第三款 予備自衛官補（第七十五条の九—第七十五条の十三）</p> <p>以下のような自衛隊法の一部改正を検討。</p> <p>(不利益取扱の禁止等)</p> <p>第七十三条 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならない。</p> <p>2 すべて使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官になろうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をしてはならない。</p> <p>3 <u>国は、前二項の被用者又は求職者が予備自衛官になる場合の雇用環境の整備その他の取組に必要な財政上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(注) 即応予備自衛官に係る準用規定は同法第七十五条の八</p> <p>② 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱（平成25年12月17日閣議決定）</p> <p>『V 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけでは十分ではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、<u>これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。</u>その主な事項は、以下のとおりである。</p> <p>3 人事教育</p> <p>(略) <u>より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的スキルを要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。</u>』</p> <p>③ 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）（平成25年12月17日閣議決定）</p> <p>『Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業</p> <p>3 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>(3) 人事教育</p>
---	--	--------------------------	---

		<p>(イ) 予備自衛官等の活用 <u>より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。</u>また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的技能を要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、<u>多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。</u>また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。』</p> <p>(2) 政策評価における位置付け 防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第4718号。26. 3. 31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。 ・ 政策分野 防衛力の能力発揮のための基盤の確立 ・ 施策 人事教育施策の推進
	<p>政策の達成目標</p>	<p>(1) 大規模な地震に対する災害派遣など、臨時かつ緊急の招集について、不測のリスクを織り込んだ上で、従業員である予備自衛官等が応じることを、雇用主たる法人が許容できるようにする。</p> <p>(2) 予備自衛官に対する年間5日の訓練招集と即応予備自衛官に対する年間30日の訓練招集について、雇用主たる法人が、計画的かつ確実に対応できるようにする。</p> <p>(3) 退職自衛官の採用確保や同僚従業員向けの施策を含め、法人内部の環境整備を支援し、雇用主たる法人が、従業員の一部を予備自衛官等として維持できるようにする。</p>

		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成29年4月1日～平成40年3月31日（11年間）</p> <p>積立期間：本制度を適用し準備金の積立て（損金に算入）を始められる事業年度は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度とし、平成40年3月31日を含む事業年度までの間を、準備金を積み立てることができる期間とする。</p> <p>据置期間：準備金を最初に積み立てた事業年度から平成35年3月31日を含む事業年度までの間を据置期間とし、この間は、予備自衛官等である従業員が招集される際の費用・損失が発生したとしても、原則として準備金は取り崩さなくてよいものとする。</p>																																				
	<p>同上の期間中の達成目標</p>		<p>(1) 災害招集等が実際にあった場合について 平成34年度（据置期間の最終年度）に、出頭可能性の打診に対する応諾率（総人数比）60%以上、かつ、雇用主ベースの応諾率70%以上。適用期間後に、前者が70%以上、かつ、後者が80%以上。（熊本地震の際は、それぞれ36.7%と40.9%）</p> <p>(2) 訓練招集について 平成27年度の訓練出頭率70.5%に対して、平成34年度に13ポイント、適用期間後に18ポイント改善する。（なお、訓練出頭率は、訓練招集の対象者のうち予定された全日数に参加した者の割合を指す。）</p> <p>(3) 勤務環境等の整備について 予備自衛官等を含む従業員の処遇が、平成27年度の水準を実質的に下回らないこと。また、防衛省側から見た予備自衛官及び即応予備自衛官の充足率が、本措置が創設されなかった場合と比較し、平成34年度にそれぞれ予備自衛官が8.8ポイント、即応予備自衛官が22.9ポイント改善する。同様に、適用期間後には、それぞれ予備自衛官が13.2ポイント、即応予備自衛官が37.2ポイント改善する。</p>																																				
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>																																				
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>○適用見込み</p> <p style="text-align: right;">（単位：件、億円）</p> <table border="1" data-bbox="550 1809 1465 1928"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> <th>35</th> <th>36</th> <th>37</th> <th>38</th> <th>39</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>480</td> <td>490</td> <td>502</td> <td>514</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>44.6</td> <td>46.2</td> <td>47.6</td> <td>49.0</td> <td>50.3</td> <td>61.5</td> <td>62.5</td> <td>63.3</td> <td>64.2</td> <td>64.9</td> <td>65.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用件数は、準備金への積立てを行うと見積もられる法人数。 ・ 適用額は、損金算入額の総額。 	年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	適用件数	480	490	502	514	525	525	525	525	525	525	525	適用額	44.6	46.2	47.6	49.0	50.3	61.5	62.5	63.3	64.2	64.9	65.6
年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39																												
適用件数	480	490	502	514	525	525	525	525	525	525	525																												
適用額	44.6	46.2	47.6	49.0	50.3	61.5	62.5	63.3	64.2	64.9	65.6																												

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>○ 本措置は、雇用主である法人、その従業員である予備自衛官等及び防衛省・自衛隊の三者に対する効果として、次のような利点が認められることから、政策目的と政策目標を達成する手段として有効である。</p> <p>(1) 制度を活用する法人にとっての利点 従業員の中の予備自衛官等の人数等を防衛省から情報入手し、臨時・緊急にせよ、計画的な訓練にせよ、招集に係る予見可能性を高めることにより、経済的合理性に基づきつつ、的確な準備・対応を可能とする。</p> <p>(2) 従業員である予備自衛官等にとっての利点 予備自衛官等の継続を希望する者が、雇用主と同僚の両方から、招集に応じることへの理解を得やすくなる。 雇用主が本措置を活用することにより、同僚とともに処遇の維持・改善が図られる可能性が高くなる。</p> <p>(3) 防衛省・自衛隊にとっての利点 防衛省として把握する予備自衛官等の人数等について、毎年雇用主たる法人に通知し、情報を共有しつつ協力を得ることにより、臨時・緊急の招集に対する雇用主と予備自衛官等本人双方の対応可能性を高めるとともに、安定的な人員確保と訓練招集の充実化に繋げることが出来る。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>—</p>	
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>		<p>(1) 即応予備自衛官雇用企業給付金 平成28年度予算： 1, 450百万円 平成29年度概算要求： 1, 517百万円</p> <p>(2) 即応予備自衛官勤続報奨金 平成28年度予算： 167百万円 平成29年度概算要求： 173百万円</p> <p>(3) 政令指定業種勤続報奨金（仮称）の新規要求 平成29年度概算要求： 64百万円</p> <p>(4) 予備自衛官等協力事業所表示制度 平成28年度予算： 12百万円 平成29年度概算要求： 12百万円</p> <p>(5) 募集・制度広報 平成28年度予算： 17百万円 平成29年度概算要求： 26百万円</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>本件要望項目においては、上記（1）の即応予備自衛官雇用企業給付金を準備金に積み立てることを可能とし、当該給付金の目的（雇用企業が負うことになる負担を考慮し、雇用企業の積極的な協力の確保を図る。）をより効果的に達成することも視野に置いた施策としている。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>(1) 本措置は、予備自衛官等制度を通じた「協力の相手方である国」から法人が得ることとなる支援・協力である。</p> <ul style="list-style-type: none"> … 要望の措置については、従業員を予備自衛官等とすることにより国（防衛省・自衛隊）に協力している内国法人だけが適用できる措置であり、国に対する協力について、国からの支援・協力（要望の措置）を得ながら持続させる点で相互主義的となる。 … かかる内国法人から国への協力を長期に亘って持続的に確保するための措置であることから、国からの支援・協力を意味する本件要望の措置についても、相当程度長期の措置とすることが妥当である。 <p>(2) 本措置は、予備自衛官等であることが「市民権」を得るための手段となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> … 予備自衛官等は、非常勤の自衛隊員としての身分を有する一方、通常時の生活の99%は民間企業等の従業員であるところ、通常時の生活の中では、予備自衛官等として国（防衛省・自衛隊）に協力することへの理解を得ることは容易ではない。かかる状況において、通常時の経済活動の場面で活用できる本件要望の措置は、雇用主と同僚の従業員の双方から理解を得るための手段として有効である。 <p>(3) 本措置は、所要の「人数」等のデータは、特段の申請行為等を経ずに防衛省・自衛隊から通知・提供される。</p> <ul style="list-style-type: none"> … 準備金への積立限度額等の計算に必要な「人数」等については、法人の側からの申請手続を要せずに、防衛省・自衛隊から予備自衛官等を雇用する法人に通知・提供されることとする。したがって、基本的には、制度を活用する法人の側で、追加的な負担が生じない仕組みとなる。 <p>(4) 本措置は、準備金による「課税の繰延べ」であって、課税の免除ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> … 本措置は、毎年の減収見込みを積立額（損金に算入）から試算しているものの、長期的には取崩額（益金に算入）によって実質的な財政負担を伴わないものである。 … かかる税制の仕組みによって、民間企業等の配慮と資金が予備自衛官等制度に指向することになる本措置は、国民からも理解が得られる必要最小限の特例措置と言える。
<p>事項</p>	<p>別措置の適用実績と効果に関連する</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—